

社会福祉法人津島市社会福祉協議会評議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人津島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席した場合に別表第1のとおり費用を弁償する。

2 交通費の実費が別表第1の費用弁償額を超える場合には、社会福祉法人津島市社会福祉協議会役員等の旅費に関する規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表第1の費用弁償は行わない。ただし、公職者等及び支給の辞退を申し出た者を除くものとする。

(支給方法)

第3条 支給方法は、社会福祉法人津島市社会福祉協議会事務局職員給与等支給規則の第6条第7項に基づき、本人に支給する。

2 法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 評議員の費用弁償額

	評議員の弁償額
日額	3,000円